

## ❶ 検討経過と今後の進め方



お問い合わせ・郵送先:  
横浜市道路局計画調整部 企画課交通計画担当

〒231-0017 横浜市中区港町1-1  
電話: 045-671-3800 FAX: 045-651-6527  
Eメール: do-barrierfree@city.yokohama.jp  
瀬谷区役所区政推進課 企画調整係  
〒246-0021 横浜市瀬谷区ニツ橋町190  
電話: 045-367-5631 FAX: 045-365-1170



# 三ツ境駅周辺交通バリアフリー通信



基本構想案について市民意見募集を実施しています！

皆様のご意見をお寄せ下さい。〈募集期間5月1日（月）～31日（水）〉



三ツ境駅周辺地区交通バリアフリー基本構想素案について意見募集しております。素案は、市庁舎1階市民情報センター、各区役所広報相談係、道路局企画課、瀬谷区内地区センター等の公共施設、市のホームページで閲覧ができます。

また、本通信第2号でも三ツ境駅周辺地区交通バリアフリー基本構想素案(抜粋)を紹介しています。第2号は素案が閲覧できる上記施設に加え、三ツ境駅、瀬谷駅にて配布しています。

本号は、第2号の補足号として、交通バリアフリー基本構想の中からバリアフリーの考え方と構想において考慮すべき移動の制約の内容についてご紹介します。

※ご意見・お問い合わせの連絡先は裏面4頁をご覧下さい。

バリアフリー化事業の考え方って何?

## 1. 鉄道駅のバリアフリー化

- ・駅の外部から改札口を経てプラットホームへ通ずる経路については、円滑に移動できる経路を1ルート以上確保します。
  - ・階段は、段を容易に識別でき、滑りにくく、つまずきにくい構造とするなど、安全な階段を整備します。
  - ・誰にでもわかりやすく、見やすい、連続性、統一性に配慮した案内サインを整備します。

### 3. 交通安全施設等のバリアフリー化

- ・バリアフリー化に対応した信号機を整備します。
  - ・広い交差点においては、方向定位に配慮するなど、視覚障害者の誘導に十分配慮します。
  - ・高齢者や障害者等が安全に横断できる信号の青時間確保に配慮します。
  - ・音響式信号機については、周囲の環境等を考慮し、利用者が横断するために的確に判断できる音量の調整について検討を行います。
  - ・歩行者の安全な移動を確保するため、違法駐車対策の強化や、必要に応じて交通規制の実施を検討します。

## 2. 道路等のバリアフリー化(特定経路の整備)

- ・車いす使用者のすれ違いを考慮した幅員の歩道を連続的に確保します。

#### 4. バスのバリアフリー化

- ・バリアフリー化に対応したバス車両の導入を推進します。
  - ・高齢者、障害者等すべての人が利用しやすいバス停留所を整備します。
  - ・職員の教育訓練の充実を図ります。
  - ・インターネット等を活用したノンステップバスの運行情報

※技術的な問題等で基本構想で課題解決できないこともありますのでご了承下さい。

横浜市では、外出の際の様々な移動の制約に配慮して、バリアフリー化に取り組んでいます。すべての人にとって利用しやすい公共交通機関や歩行空間の実現を目指しています！

## 『歩行困難』による移動の制約

### 車いす使用者

- 車いすの全幅十ハンドリムを操作するための幅員が必要である。
- 路面や床面に段差があると乗り越えることができないため、不要な段差は設けないよう配慮する。
- 路面や床面は、移動の際に振動を少なくするため、平坦な仕上げに配慮する。
- 傾斜路を設ける場合は、勾配や長さに配慮する。
- 扉などを押したり、手前に引いたりする行為は難しくいため、扉の形状に配慮する。
- 座位等で移動するので視点が低く、また、手の届く範囲が限られるため、設備機器類や案内サインなどの高さに配慮する。
- 車いすは、路面や床面との支持が車輪とキャスターで行われているので、方向を変える際に一定のスペースが必要となる。
- 車いすから便座への移乗など、乗り移りには、体を支えるための手すりや乗り移る側の設備の高さや介助スペースなどに配慮する。
- 電動三輪・四輪車いすは、他の電動車いすに比べ必要な走行スペースが大きいので留意する。

### 杖使用者

- 杖の振り幅があるため、出入口の幅員などに配慮する。
- わずかな段の乗り越えが困難であり、つまずきやすいので不要な段差は設けないよう配慮する。
- 路面や床面は滑りにくく、平坦な仕上げに配慮する。
- 体の安定を保ちにくいので、段差が生じる箇所には手すりを設け、蹴上げを小さくし踏面は広くする必要がある。
- 杖の底面が小さいので排水溝の蓋の構造に配慮する。

### 高齢者

- つまずきやすいので不要な段差は設けないよう配慮する。
- 路面や床面は滑りにくく、平坦な仕上げに配慮する。
- 足腰等が弱くなり階段等を利用することに困難が生じるので、階段等への手すりの設置に配慮する。
- 動作がゆっくりになり長距離の歩行に困難が生じるため、休憩できる場所の設置に配慮する。
- 情報を的確に理解しにくくなり、危険の回避等に即応できないため、安全に配慮する。
- 新しい機器類への順応性が低くなるため、情報提供機器類の操作性は単純に、音声と視覚による案内を持つ構造に配慮する。

### 補助犬利用者

- 補助犬を利用し移動する者のため、床面は平坦な仕上げとし、補助犬の休憩スペース等にも配慮する。

### 子ども連れ（乳幼児連れやベビーカー利用など）

- ベビーカーなどの利用に配慮し段差を設けない。
- おむつ替えや更衣のためのベビーベッドなどが必要となる。
- 乳幼児をかかえて移動する場合など、休憩や授乳できる場所を設けるよう配慮する。

### 一時的な移動制約者（妊娠婦やけが人）

- 階段の昇降などが困難であるため、特に長い移動、上下移動に配慮する。
- 妊娠婦は足元が見えない、前かがみの姿勢などが難しいなどの動作困難があることに配慮する。



## 『情報困難』による移動の制約

### 視覚障害者

- 視覚に代わる他の感覚により、施設の方向や位置、自らの安全を確認するため、視覚障害者誘導用ブルックや音響・音声案内、人による案内などに配慮する。
- 白杖と靴底の感覚によって移動するため、路面や床面の状態は把握できるが、壁面からの突出物等はほとんど把握できないので、階段裏へのもぐり込みや突出看板などの高さや構造に配慮する。
- 杖の振り幅があるため、出入口の幅員などに配慮する。
- 杖の底面が小さいので排水溝の蓋の構造に配慮する。
- 日常生活の中でほとんどを占める視覚による情報の入手が困難なため、点字や音声などによる情報提供に留意する。
- 弱視者は、個々人で視覚機能の水準が異なるため、文字の大きさや周辺の地色との区別、照明などに配慮する。

### 聴覚障害者

- 聴覚障害者は、通常、外見から分かりづらいため、その障害を周囲の人々から正しく理解されにくい傾向にある。
- 視覚による情報伝達の配置等は、人の行動に合わせ連続的に整備するよう配慮する。
- 緊急時等では、視覚によるほか振動などにより当事者へ伝達できるよう配慮する。
- 視覚による設備機器類の設置に合わせ、情報伝達をより正確に行えるよう、筆談や手話等のコミュニケーション手段の活用に配慮する。

### 知的障害者

- 言語による意思伝達の不足を補う手段として視覚的な手段（絵、文字、写真、実物の提示、動作で示す等）に配慮する。
- 機器などはわかりやすく操作しやすいものとする。

### こども

- 低い位置からの視認性や操作性への配慮が必要である。
- 図示や記号化などわかりやすい情報提供の配慮が必要である。

### 外国人

- 情報伝達上の配慮が必要である。特に案内サイン等では外国語標記が必要となる。
- 図示や記号化などわかりやすい情報提供の配慮が必要である。

### その他

### 上肢障害者

- 上肢や手先などに障害がある場合、到達範囲は狭くなり、ものをつかんだり、細かい操作が困難になつたりするので、ものの大きさや操作方法への配慮が必要である。

### 知的障害者

- 受付・案内などでは人的なサポートも配慮する。

### 精神障害者

- リラックスできる環境づくりに配慮する。
- 休憩できる場所を設けるよう配慮する。

### 内部障害者

- 内臓機能の障害のために、長距離の歩行に困難が生じるので、休憩できる場所や階段等への手すりの設置に配慮する。
- 腹部に人工的に排泄のための孔（ストーマ）を造設した人（オストメイト）には、便や尿などを溜めておくためのパウチの取替え・洗浄の場所が必要である。
- ペースメーカー利用者では強い電磁波による誤動作の心配がある。

※下記の参考文献をもとに一部加筆しています。

- ・横浜市福祉のまちづくり条例施設整備マニュアル（横浜市福祉局、平成10年3月）
- ・横浜市福祉のまちづくり条例施設整備マニュアル改訂（横浜市福祉局、平成17年3月）
- ・神奈川県福祉のまちづくり整備ガイドブック（神奈川県福祉部、平成14年3月）

- ・公共交通ターミナルにおける高齢者・障害者等のための施設整備ガイドライン（財団法人運輸経済研究センター、平成6年3月）
- ・高齢者の住まいと交通【復刻版】（東京都立大学都市研究所、平成13年10月）

※技術的な問題等で基本構想で課題解決できないこともありますので、ご了承下さい。